

マキノ病院感染対策指針

1 院内感染に対する基本的な考え方

マキノ病院（以下“当院”という）は患者様に安全で快適な医療環境を提供し、病院職員が職務を遂行するに当たり、患者様及び職員を感染から未然に防ぎ、安全かつ質の高い医療サービスの提供を図ることを目的として、院内感染対策委員会を設置し、感染の予防、早期の対応など院内感染対策の体制を確立し、感染予防と感染制御に取り組む。

2 院内感染対策のための委員会等、病院組織に関する基本事項

当院における院内感染対策を遂行するために、以下の委員会及び組織を設置する。

ア マキノ病院感染対策委員会

- i 本委員会は、院内感染に関する技術的事項等を検討するとともに、組織的な対応方針を決定・指示し、病院内の体制の確立や全ての職員に対する教育等をおこなう。
- ii 本委員会は病院長、看護部長、薬剤科責任者、検査科責任者、事務長、病院長が任命する感染症対策に関し相当の経験を有する医師等の職員から構成される。本委員会の長は、病院長もしくは病院長が指名する者とする。
- iii 病院長は、本委員会と別に設置を定めるICT（感染統御チーム）とともに積極的に感染制御に関わり指導をおこなう。本委員会は、ICTに適切な助言を与え活動を支援する。また、ICTは本委員会に対し適切な報告をおこなう。
- iv 以下の業務については、本委員会がおこなう。（ICTや他の委員会、組織と協力を含む）
 - 院内感染に関する基本方針、重要事項の決定
標準予防策や手洗いなどの職員教育および年2回の職員全体教育（講演会等の企画・実施）
 - 予防接種や健康診断を通じた職員への感染予防
 - 消毒薬や清掃器具の選定・配置・使用法教育
 - 医療廃棄物の適正管理

- 中央洗浄・消毒部門の品質管理
- 施設増改築に際して感染対策に配慮した設計を提言する。
- 院内工事に際して、工事関係者の職業安全と施設利用者への感染予防を計画する。
- 新たな治療法や医薬品・医療器具の導入に際し、感染管理上の安全確認をおこなう。
- その他院内感染に必要と認めた事項

イ 感染統御チーム（ICT）

当院において、ICT（感染統御チーム）は、病院長が任命する感染症対策に関し経験を有する医師（インフェクションコントロールドクターが望ましい）および病院長が任命する看護師、看護部長、薬剤科担当者、検査科担当者から構成され、院長直属の組織として設置する。ICTは、以下の具体的な感染対策業務をおこなう。

- 院内感染対策状況について院内（病棟および外来等）を回診し、現場の改善に関する介入や個別指導をおこない、結果を病院長に報告する。
- 個別の症例での抗菌薬使用についてのコンサルテーションを受け付け、助言をおこなう。
- カテーテル関連血流感染、手術部位感染、人工呼吸器関連肺炎、尿路感染、その他の対象限定サーベイランスを可能な範囲で実施する。（ここでのサーベイランスとは、医療関連感染（院内感染）の発生を防止するために、関連するデータを適時に職員へフィードバックして日常の対策に役立てる活動のこと。データは行政機関への報告のためではなく、院内の職員が日常の感染管理活動に活用するために収集する。）
- 特定の感染症が疑われる場合に適切な隔離予防策を指導する。
- アウトブレイクが疑われる場合に感染経路を同定して介入する。また、近隣施設と情報を共有し、地域単位でのアウトブレイクに早期介入を図る。
その他必要に応じ、業務遂行を行う。

3 従事者に対する研修に関する基本方針

院内感染対策の基本的な考え方および標準予防策、感染経路別予防策、職業感染対策など院内感染対策の具体策を全スタッフに周知し、スタッフ個々の院内感染対策に関する知識と意識の向上を図ることを目的に実施する。

研修は教育委員会と協力し、年2回以上全職員を対象に開催する。

4 感染症の発生状況の報告に関する基本方針

本委員会は、検体からの薬剤耐性菌の検出情報等、院内感染対策に重要な情報が、臨床検査部門から診療部門へ迅速に伝達されるよう、院内部門間の感染症情報の共有体制を確立する。

各病棟、外来での微生物学的検査にかかる状況を記した“感染情報レポート”を週一回程度作成しマキノ病院感染対策委員会で感染症患者の動向を分析する。

5 院内感染発生時の対応に関する基本方針

上記 2 アのマキノ病院感染対策委員会は、アウトブレイクが疑われると判断した場合に臨時に対策会議を開催し、ICTと協力して1週間以内を目安にアウトブレイクに対する院内感染対策を策定かつ実施する。

マキノ病院感染対策委員会は、アウトブレイクに対する感染対策を実施した後、新たな感染症の発病症例を認めた等、院内感染対策に不備がある可能性があると判断した場合に、速やかに通常時から協力関係にある地域のネットワークに参加する医療機関等の専門家に感染拡大の防止に向けた支援を依頼する。

アウトブレイク沈静化後は感染対策の評価とその後の再発防止策等についての検討を感染対策委員会がおこなう。

報告の義務のある感染症に関しては速やかに保健所に報告する

6 その他の院内感染対策の推進のために必要な基本方針

職員はスタンダードプレコーションなど院内感染マニュアルに則って対応を行う、必要に応じICTと協働し問題の発見や、解決を図る。また、自身の健康に留意し、健康管理を十分に行う、定期健康診断を受診する。

附則

本指針は平成 26 年 1 月 1 日より施行する

改訂

この指針の改訂は平成 30 年 1 月 1 日より施行する